

損害賠償請求控訴事件の和解につき議決を求めることについて

1 事案の概要

平成25年に、高島市内の一級河川鴨川の河川敷等において、東北地方太平洋沖地震に伴う原発事故由来の放射性セシウムに汚染された産業廃棄物である木くずが不法投棄された事案については、行為者である が自ら当該木くずを撤去したものの、県は、撤去の確実な履行を実現するための対応と費用の支出を余儀なくされた。

県は、民法(明治29年法律第89号)第709条の規定に基づき、行為者に損害賠償を求めたが、行為者がこれに応じないことから、平成28年6月8日に、大津地方裁判所に損害賠償請求訴訟を提起した。

裁判は、平成30年6月26日に第一審判決が言い渡され、県ではこの判決の一部を不服として同年7月6日に控訴し、行為者においても同月10日に控訴して訴訟継続中のところ、同年10月11日に大阪高等裁判所から和解の勧誘があり、同月15日に和解勧告書が提示された。

(訴訟の経過)

第一審(大津地方裁判所平成28年(ワ)第279号)

平成28年6月8日 訴訟の提起【1,929,235円の支払を請求】

平成30年6月26日 判決言い渡し【1,871,814円の支払請求を認容】

控訴審(大阪高等裁判所平成30年(ネ)第1681号)

平成30年7月6日 控訴(行為者(一審被告)も7月10日付けで控訴)

平成30年10月11日 第1回口頭弁論期日(結審)、裁判所が和解を勧誘

平成30年10月15日 裁判所が和解勧告書を提示

2 和解条項案の要旨

(1) 一審被告は、滋賀県に対し、本件損害賠償請求に係る解決金として1,871,814円の支払義務があることを認める。

【一審判決において県の請求が認められた部分と同額の支払い】

(2) 一審被告は、滋賀県に対し、本和解の当日、本和解の席上で、前項の金員を交付して支払い、滋賀県はこれを受領する。

(3) 滋賀県は、その余の本件請求を放棄する。

【一審判決において県の請求が棄却された部分(57,421円)の放棄】

(4) 滋賀県と一審被告は、滋賀県と一審被告との間には、本件に関し、本和解条項に定めるもののほか、何らの債権債務が存在しないことを相互に確認する。

(5) 訴訟費用は、第1、2審を通じて各自の負担とする。

3 対応

裁判所の提示した和解条項案を検討したところ、次の理由から、勧告に応じて和解することとしたい。

- ①解決金を不法投棄の行為者に支払わせることにより、県としては十分に責任を追及したと言えること。
- ②勝訴判決を得たとしても滞納金の回収は長期に及ぶ可能性があり、これに係る県の事務負担を回避できること。
- ③和解の席上で解決金が支払われ、確実に滞納金を回収できること。

4 今後の予定

本議案について議決を得られれば、12月26日の和解期日において解決金を受領し和解する。